

日刊(日曜日、土曜日、休日休刊)

東京都公報

発行
東京都

目次

- 市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更認可……………一
- …(都市整備局市街地整備部再開発課)……………一
- 建築基準法による道路位置の指定……………二
- …(都市整備局多摩建築指導事務所開発指導第一課)……………二
- 都道の区域変更……………(建設局道路管理部路政課)……………三
- 告 示 (選)
- 東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数……………三
- 東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数……………三
- 東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………三
- 政治団体の届出……………三

- 政治団体の届出事項の異動の届出……………五
- 政治団体の解散の届出……………〇
- 資金管理団体の指定の届出……………三
- 資金管理団体の届出事項の異動の届出……………三
- 資金管理団体でなくなった旨の届出……………五
- 告 示 (公)
- 技能検定員審査の実施……………六
- 教習指導員審査の実施……………七
- 認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出……………六
- …(生活文化スポーツ局都民生活部管理法人課)……………六
- 認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出……………六
- …(同)……………六
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出……………六
- …(産業労働局商工部地域産業振興課)……………六
- 土地収用法による収用の裁決手続開始……………〇
- …(東京都収用委員会)……………〇

告 示

●東京都告示第千三百三十号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定に基づき石神井公園駅南口西地区市街地再開発組合の定款及び事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第十九条第一項の規定により、次のように告示する。

令和五年十月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 組合の名称

石神井公園駅南口西地区市街地再開発組合

二 事業施行期間

令和四年九月十六日から令和十年三月三十一日まで

三 施行地区

練馬区石神井町三丁目地内

四 事務所の所在地及び設立認可の年月日

練馬区石神井町三丁目二十七番二十三号
令和四年九月十六日

五 変更の内容

事業施行期間を令和十一年三月三十一日まで延長する。

六 定款及び事業計画の変更の認可の年月日

令和五年十月二十七日

●東京都告示第千三百三十一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和五年十月二十七日

東京都多摩建築指導事務所長

名 取 伸 明

指定に係る道路の種類

指定年月日

指定に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

令和五年十月五日

あきる野市野辺字下原七百九十六番一、同番四及び同番五の各一部

延長 一九・五三 幅員 四・五〇

幅員 四・五〇

●東京都告示第千三百三十二号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項
 の規定により、都道の区域を次のように変更する。

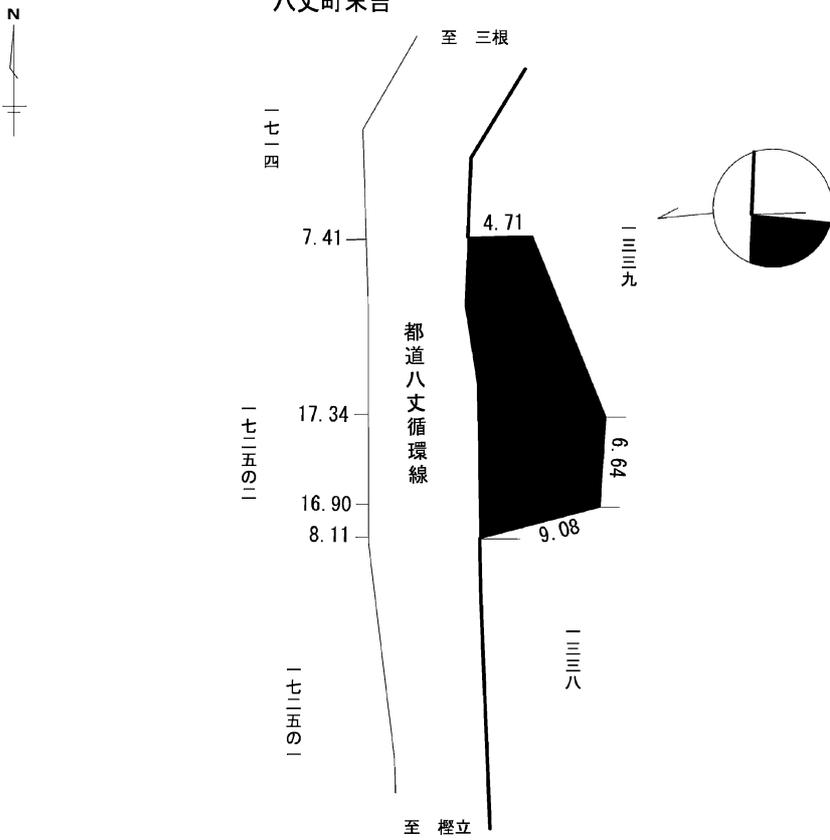
別 図

都道八丈循環線区域変更略図

八丈島八丈町末吉地内



都道 延長 二二・二一メートル
 町道 面積 一六六・三九 平方メートル
 編入区域



その関係図面は、令和五年十月二十七日から起算して二
 週間東京都建設局道路管理部において一般の縦覧に供する。
 令和五年十月二十七日
 東京都知事 小池 百合子

- 一 路線名 八丈循環
- 二 変更の区間 八丈島八丈町末吉千三百三十九番地内か
ら同所千三百三十八番地内まで
- 三 変更の概要 別図表示のとおり

告示(選)

●東京都選挙管理委員会告示第百三十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十四条第一項及び第七十五条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数は、次のとおりである。

令和五年十月二十七日

東京都選挙管理委員会

二三〇、六一一

●東京都選挙管理委員会告示第百三十七号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第七十六条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号)第八条第一項の規定による東京都における選挙権を有する者の総数のうちの八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和五年十月二十七日

東京都選挙管理委員会

一、五四一、三二七

●東京都選挙管理委員会告示第百三十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第八十条第一項の規定による東京都議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を

超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)は、次のとおりである。
令和五年十月二十七日

東京都選挙管理委員会

選挙区名 数

千代田区選挙区 18,305

中央区選挙区 46,937

港区選挙区 69,132

新宿区選挙区 91,802

文京区選挙区 61,942

台東区選挙区 58,021

墨田区選挙区 79,185

江東区選挙区 138,493

品川区選挙区 113,557

田黒区選挙区 78,443

大田区選挙区 170,119

世田谷区選挙区 195,487

渋谷区選挙区 64,381

中野区選挙区 94,814

杉並区選挙区 147,950

豊島区選挙区 77,515

七区選挙区 97,098

荒川区選挙区 57,378

板橋区選挙区 145,906

練馬区選挙区 170,054

足立区選挙区 161,916

葛飾区選挙区 127,947

江戸川区選挙区 159,566

八王子市選挙区 145,745

立川市選挙区 51,865

武蔵野市選挙区 41,572

三鷹市選挙区 52,894

青梅市選挙区 37,311

府中市選挙区 72,278

昭島市選挙区 31,713

町田市選挙区 120,671

小金井市選挙区 34,669

小平市選挙区 54,049

日野市選挙区 52,403

西東京市選挙区 57,362

西多摩選挙区 68,496

南多摩選挙区 67,533

北多摩第一選挙区 85,845

北多摩第二選挙区 57,347

北多摩第三選挙区 90,180

北多摩第四選挙区 53,648

島部選挙区 6,765

●東京都選挙管理委員会告示第百三十九号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第六條第一項(同法第六條の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。)の規定による政治団体の届出があ

1 政党の支部

(1) 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	公職の種類(第1号)
日本維新の会衆議院東京都第5選挙区支部	稲葉 太郎	大野 祐生	世田谷区野毛2-16-11	R5. 6. 27	○	衆議院議員
日本維新の会衆議院東京都第10選挙区支部	鈴木 裕子	石井 智子	豊島区千早1-20-13	R5. 6. 19	○	衆議院議員
日本維新の会衆議院東京都第14選挙区支部	齋藤 佳代	齋藤 佳代	墨田区両国4-18-6	R5. 6. 12	○	衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政党の支部

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部
参政党 東京第5支部	新井 慎一	塚本 香り	港区麻布台2-2-12	R5. 6. 15	○
参政党 東京第18支部	齋藤 康夫	徳永 由紀子	港区麻布台2-2-12	R5. 6. 12	○
参政党 東京都城南支部連合会	土屋 吾朗	八谷 中大	港区麻布台2-2-12	R5. 6. 2	○
自由民主党東京北区第三十五支部	平田 理沙	渡邊 ふじ代	北区滝野川6-74-7	R5. 6. 28	○

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

(1) 法第19条の7第1項第1号及び第2号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日	公職の種類(第1号)	公職の候補者の氏名及び公職の種類(第2号)
天川由美子後援会	天川 由美子	高橋 明美	港区北青山2-7-18	R5. 6. 21	衆議院議員	天川 由美子、衆議院議員
大山大地を後援する会	大山 大地	大山 大地	町田市能ヶ谷2-3-35	R5. 6. 13	衆議院議員	大山 大地、衆議院議員
作本純子と日本の安寧を願う会	作本 純子	分部 康平	府中市日新町3-11-7	R5. 6. 29	衆議院議員	作本 純子、衆議院議員

(2) 国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者	会計責任者	主たる事務所の所在地	届出年月日
相沢まもる後援会「多摩山会」	相澤 守	相澤 守	八王子市大和田町1-29-6	R5. 6. 8
太田あやか後援会	瀬端 勇	横山 一行	江戸川区平井2-17-3	R5. 6. 29
東京27区市民連合	松井 奈穂	蕨澤 進	中野区大和町1-54-6	R5. 6. 21
日本薬剤師協会	佐藤 さやか	佐藤 さやか	台東区浅草3-4-4	R5. 6. 26
マルヨシ後援会	丸吉 孝文	丸吉 孝文	江東区豊洲5-6-56	R5. 6. 26

つたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和五年十月二十七日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党昭島総支部	赤沼 泰雄	主たる事務所の所在地	昭島市郷地町3-8-9	昭島市宮沢町515-12	R5. 5. 31
		代表者の氏名	赤沼 泰雄	大嶋 博	R5. 5. 31
公明党台東総支部	小坂 義久	代表者の氏名	小坂 義久	小菅 千保子	R5. 5. 16
公明党武蔵野総支部	赤松 大一	代表者の氏名	赤松 大一	寺井 均	R5. 6. 14
国民民主党東京都総支部連合会	磯崎 哲史	主たる事務所の所在地	千代田区隼町3-19	千代田区平河町2-5-3	R5. 6. 1
参政党 東京第3支部	米元 啓悟	代表者の氏名	米元 啓悟	根岸 和人	R5. 6. 2
参政党 東京第7支部	宝辺 建太郎	代表者の氏名	宝辺 建太郎	土屋 吾朗	R5. 6. 2
参政党 東京第16支部	浅井 和人	会計責任者の氏名	尾田 秀明	竹内 隆宏	R5. 6. 12
参政党 東京第21支部	林 新一	代表者の氏名	林 新一	小川 遵	R5. 6. 19
参政党 東京第22支部	今田 元	代表者の氏名	今田 元	伊藤 信之	R5. 6. 12
		会計責任者の氏名	浅見 和彦	出口 佳代	R5. 6. 12
参政党東京第24支部	笠間 毅	代表者の氏名	笠間 毅	山本 美奈子	R5. 6. 15
		会計責任者の氏名	小澤 学	海老原 繁	R5. 6. 15
参政党 東京第25支部	相川 昌市	代表者の氏名	相川 昌市	小林 道男	R5. 6. 25
参政党 東京第26支部	山下 祐治	代表者の氏名	山下 祐治	大隈 優子	R5. 6. 2
		会計責任者の氏名	鈴木 久一	八谷 中大	R5. 6. 2
自由民主党品川総支部	石原 宏高	会計責任者の氏名	芹澤 裕次郎	湯澤 一貴	R5. 6. 1
自由民主党東京都国立市第2支部	三田 和寛	代表者の氏名	三田 和寛	三田 敏哉	R5. 5. 10
自由民主党東京都第二選挙区支部	辻 清人	会計責任者の氏名	山本 将伸	幡野 江美依	R5. 6. 13
自由民主党東京都第六選挙区支部	越智 隆雄	主たる事務所の所在地	世田谷区経堂2-2-11	世田谷区若林1-7-2	R5. 6. 12
自由民主党東京都福祉支部	五十嵐 一弘	主たる事務所の所在地	新宿区北新宿1-1-15	板橋区板橋3-57-5	R5. 6. 5
		代表者の氏名	五十嵐 一弘	滝沢 武久	R5. 6. 5

●東京都選挙管理委員会告示第百四十号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第七

条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年十月二十七日

東京都選挙管理委員会

		会計責任者の氏名	千村 啓喜	前島 史人	R5. 6. 5
自由民主党東京都ふるさと創生第二支部	前川 恵	会計責任者の氏名	大西 千恵子	岩松 健	R5. 5. 31
自由民主党瑞穂総支部	村上 嘉男	主たる事務所の所在地	西多摩郡瑞穂町大字石畑1 6 5 9-5	西多摩郡瑞穂町殿ヶ谷8 6 5	R5. 6. 17
		代表者の氏名	村上 嘉男	山崎 栄	R5. 6. 17
		会計責任者の氏名	香取 幸子	下澤 章夫	R5. 6. 17
日本維新の会衆議院東京都第1 6 選挙区支部	中津川 博郷	会計責任者の氏名	三浦 侑也	丸山 玲子	R5. 6. 5
日本維新の会衆議院東京都第2 7 選挙区支部	辻 健太郎	主たる事務所の所在地	中野区東中野4-2 5-5	品川区大崎2-7-3 0	R5. 6. 1
立憲民主党東京都第6 区総支部	落合 貴之	主たる事務所の所在地	世田谷区船橋2-1-1	世田谷区世田谷1-1 2-1 4	R5. 6. 9
立憲民主党東京都第1 2 区総支部	長妻 昭	主たる事務所の所在地	北区東十条1-9-1	北区志茂3-2 1-9	R5. 6. 22
		会計責任者の氏名	赤江 奈都	大畑 修	R5. 6. 22
れいわ新選組衆議院東京都第2 2 区総支部	櫛淵 万里	会計責任者の氏名	赤木 善美	櫛淵 万里	R5. 5. 30

2 政党及び政治資金団体以外の政治団体(その他の政治団体)

政治団体の名称	代表者	異動事項	新	旧	異動年月日
麻布税理士政治連盟	久保 英明	代表者の氏名	久保 英明	千田 喜之	R5. 6. 21
		会計責任者の氏名	福井 敦	佐々木 康貴	R5. 6. 21
伊藤ちかこ後援会	伊藤 千賀子	主たる事務所の所在地	稲城市平尾4-6 0-7	稲城市平尾3-7-5	R5. 5. 12
		会計責任者の氏名	伊藤 千賀子	船木 六郎	R5. 5. 12
SOS-JAPAN 緊急SOS 日本国民行動	白石 千尋	代表者の氏名	白石 千尋	阿羅 健一	R5. 6. 15
		会計責任者の氏名	白石 千尋	阿羅 健一	R5. 6. 15
エネルギーの未来を考える浜松町の会	柳澤 亮	代表者の氏名	柳澤 亮	片山 修	R5. 6. 12
		会計責任者の氏名	櫻井 良一	深山 敏顕	R5. 6. 12
青梅税理士政治連盟	村山 隆敏	代表者の氏名	村山 隆敏	渡辺 晃	R5. 6. 14
		会計責任者の氏名	玉井 貴雅	川嶋 秀夫	R5. 6. 14
岡本みつなり励ます会	鈴木 貫太郎	主たる事務所の所在地	荒川区西日暮里5-3 2-6	北区王子2-3 0-4	R5. 5. 29

		代表者の氏名	鈴木 貫太郎	友利 春久	R5. 5. 29
		会計責任者の氏名	前野 和男	清水 希一	R5. 5. 29
小川けいこ後援会	小川 佳子	会計責任者の氏名	小川 裕子	小林 佑吉	R5. 6. 20
おちたかお政策研究会	越智 隆雄	主たる事務所の所在地	世田谷区経堂2-2-11	世田谷区若林1-7-2	R5. 6. 12
蒲田税理士政治連盟	錢坪 淳郎	代表者の氏名	錢坪 淳郎	岡 実	R5. 6. 20
		会計責任者の氏名	中野 達夫	大久保 孝	R5. 6. 20
上島よしみり・新時代の会	上島 義盛	主たる事務所の所在地	世田谷区桜丘4-7-29	世田谷区用賀2-5-16	R5. 6. 13
くさかべ広志後援会	日下部 広志	会計責任者の氏名	石川 欣弥	大内 裕家	R5. 4. 1
恵政会	前川 恵	会計責任者の氏名	大西 千恵子	岩松 健	R5. 5. 31
興山会	林 智興	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	R4. 3. 31
麴町税理士政治連盟	三宅 芳正	代表者の氏名	三宅 芳正	太田 伸弥	R5. 6. 20
		会計責任者の氏名	板谷 祥弘	三宅 芳正	R5. 6. 20
古堺としひと後援会	古堺 陽子	代表者の氏名	古堺 陽子	古堺 稔人	R4. 5. 24
		会計責任者の氏名	古堺 チョエ	古堺 稔人	R4. 5. 24
佐藤さやか後援会	佐藤 さやか	政治団体の名称	佐藤さやか後援会	さとうさやか後援会	R5. 5. 25
		主たる事務所の所在地	台東区浅草3-4-4	台東区蔵前2-1-35	R5. 5. 25
資格者制度研究会	山下 魁川	主たる事務所の所在地	港区東麻布1-28-2	港区西麻布1-15-1	R5. 6. 30
しながわ明日の元気を届ける会	佐藤 高	主たる事務所の所在地	品川区北品川1-30-4	品川区大井1-11-1	R4. 12. 20
市民の声・江東	間庭 尚之	代表者の氏名	間庭 尚之	中村 雅子	R5. 6. 25
		会計責任者の氏名	中村 雅子	花村 健一	R5. 6. 25
春風立夏会	辻 健太郎	主たる事務所の所在地	中野区東中野4-25-5	品川区大崎2-7-30	R5. 6. 1
シン価値タチカワ	岩下 光明	政治団体の名称	シン価値タチカワ	市民力WEBたちかわ	R5. 6. 18
		会計責任者の氏名	乙端 直樹	清水 勇	R5. 6. 18
JM品川区議団	高橋 伸明	主たる事務所の所在地	品川区旗の台3-5-14	品川区戸越4-6-12	R5. 5. 26

		代表者の氏名	高橋 伸明	渡邊 裕一	R5. 5. 26
		会計責任者の氏名	鈴木 直子	松澤 和昌	R5. 5. 26
次世代のための社会改良研究所	大賀 靖郎	会計責任者の氏名	大賀 侑子	竹内 ちあ	R5. 6. 1
		国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	R5. 6. 1
		公職の種類(第一号)	衆議院議員		R5. 6. 1
全国住宅産業政治連盟	馬場 研治	代表者の氏名	馬場 研治	牧山 丞治	R5. 6. 6
辻清人後援会	辻 清人	会計責任者の氏名	山本 将伸	幡野 江美依	R5. 6. 13
東京都医師政治連盟板橋区支部	齋藤 英治	会計責任者の氏名	平山 悦之	吉野 正俊	R5. 6. 17
東京都医師政治連盟稲城支部	関根 秀明	代表者の氏名	関根 秀明	谷平 茂	R5. 5. 27
東京都医師政治連盟墨田区支部	山室 学	代表者の氏名	山室 学	鈴木 洋	R5. 6. 23
東京都医師政治連盟西東京市支部	三輪 隆子	主たる事務所の所在地	西東京市下保谷4-12-2	西東京市田無町4-2-11	R5. 6. 6
		代表者の氏名	三輪 隆子	指田 純	R5. 6. 6
東京都建築士事務所政経研究会	加藤 義道	代表者の氏名	加藤 義道	塚本 達二	R5. 2. 15
		会計責任者の氏名	白井 勝之	寺田 宏	R5. 2. 15
東京都歯科医師連盟板橋支部	小坂井 晃	代表者の氏名	小坂井 晃	田中 雅博	R5. 5. 27
		会計責任者の氏名	川北 賢一	小坂井 晃	R5. 5. 27
東京都社会保険労務士政治連盟城東統括支部	下平 伸一郎	会計責任者の氏名	辻本 悟史	坂井 陽子	R5. 6. 1
東京都社会保険労務士政治連盟多摩統括支部	犀川 美佐緒	主たる事務所の所在地	八王子市久保山町2-26-7	立川市曙町2-34-6	R5. 6. 9
		代表者の氏名	犀川 美佐緒	長尾 雅昭	R5. 6. 9
東京都宅建政治連盟北多摩支部	本橋 竜平	主たる事務所の所在地	三鷹市下連雀3-27-12	小平市花小金井1-6-32	R5. 5. 29
東京都宅建政治連盟国分寺国立支部	新井 勲	主たる事務所の所在地	三鷹市下連雀3-27-12	国分寺市本町2-12-3	R5. 5. 29
東京都宅建政治連盟品川支部	譲原 正幸	主たる事務所の所在地	品川区東五反田2-3-4	品川区戸越3-11-16	R5. 4. 1
		代表者の氏名	譲原 正幸	五味 勝弘	R5. 6. 26
東京都宅建政治連盟新宿支部	難波 輝守	会計責任者の氏名	増田 雅秀	川田 光代	R5. 5. 29

東京都宅建政治連盟調布狛江支部	藤田 克彦	主たる事務所の所在地	三鷹市下連雀3-27-12	調布市国領町1-46-15	R5. 5. 29
東京都宅建政治連盟府中稲城支部	渡部 悦行	主たる事務所の所在地	三鷹市下連雀3-27-12	府中市緑町3-5-2	R5. 5. 29
東京都宅建政治連盟目黒支部	鈴木 史高	主たる事務所の所在地	品川区東五反田2-3-4	目黒区祐天寺2-12-11	R5. 4. 20
都民ファーストの会荒木ちはる後援会	荒木 千陽	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	R4. 12. 31
長島昭久を囲む税理士の会	渡辺 宏幸	主たる事務所の所在地	調布市布田6-4-19	立川市曙町3-27-11	R5. 6. 26
		代表者の氏名	渡辺 宏幸	溝内 大輔	R5. 6. 26
		会計責任者の氏名	高橋 直之	正井 浩樹	R5. 6. 26
日本弁護士政治連盟東京本部	伊東 卓	代表者の氏名	伊東 卓	寺前 隆	R5. 6. 22
		会計責任者の氏名	伊東 卓	寺前 隆	R5. 6. 22
練馬区歯科医師連盟	村上 雅一	代表者の氏名	村上 雅一	有福 章徳	R5. 6. 17
		会計責任者の氏名	漆原 剛起	柳下 道郎	R5. 6. 17
練馬東税理士政治連盟	吉野 公晴	代表者の氏名	吉野 公晴	清水 順三	R5. 6. 20
平田りさ後援会	平田 理沙	主たる事務所の所在地	北区滝野川6-77-16	北区滝野川6-46-8	R5. 6. 1
ファーストの会参議院東京都選挙区第一支部	荒木 千陽	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	R4. 12. 31
本郷税理士政治連盟	小林 健	代表者の氏名	小林 健	増田 昌司	R5. 6. 20
ますこ将太郎後援会	益子 将太郎	主たる事務所の所在地	文京区白山4-16-8	文京区白山4-26-7	R5. 6. 30
		会計責任者の氏名	益子 佳菜	益子 祐子	R5. 6. 30
宮崎けい子と歩む会	石崎 慧子	政治団体の名称	宮崎けい子と歩む会	宮崎けい子と未来世代を守る会	R5. 6. 20
		会計責任者の氏名	近藤 健二	石崎 慧子	R5. 6. 21
みんなで日本を良くする会	落合 貴之	主たる事務所の所在地	世田谷区船橋2-1-1	世田谷区世田谷1-12-14	R5. 6. 9
みんなの豊島	古堺 陽子	代表者の氏名	古堺 陽子	古堺 稔人	R4. 5. 24
		会計責任者の氏名	古堺 チヨエ	古堺 稔人	R4. 5. 24
向島税理士政治連盟	藤間 博昭	代表者の氏名	藤間 博昭	吉本 俊夫	R5. 6. 13
		会計責任者の氏名	小島 木四男	西田 信行	R5. 6. 13

安田しん後援会	安田 伸	主たる事務所の所在地	豊島区高松2-46-10	豊島区要町3-21-3	R5. 5. 1
		会計責任者の氏名	青野 みち代	江崎 早苗	R5. 5. 1
山下崇 後援会	山下 崇	主たる事務所の所在地	八丈島八丈町中之郷2477-1	八丈島八丈町中之郷2749	R5. 6. 19
		代表者の氏名	山下 崇	土屋 久	R5. 6. 19
		会計責任者の氏名	山下 倫子	青木 保憲	R5. 6. 19
洋山会	山根 洋平	主たる事務所の所在地	調布市仙川町1-30-1	調布市西つつじヶ丘3-11-9	R5. 6. 1
横山ゆかり政策研究会	横山 由香理	政治団体の名称	横山ゆかり政策研究会	横山ゆかり後援会	R5. 6. 18

●東京都選挙管理委員会告示第四百一十一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七
七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があつた
で、同条第三項の規定により、その名称等を次のとおり公
表する。

令和五年十月二十七日

東京都選挙管理委員会

1 政党の支部

政治団体の名称	代表者	解散年月日
自由民主党東京都江戸川区第四十三支部	白井 正三郎	R5. 5. 31
自由民主党東京都中央区第二十九支部	佐藤 敦子	R5. 6. 15

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者	解散年月日
青井たろう後援会	青井 太郎	R4. 12. 1
青山まこと後援会	青山 誠	R5. 5. 31
麻生ひろしげ後援会	麻生 裕重	R5. 6. 19
伊藤ちかこ後援会	伊藤 千賀子	R5. 5. 31
君塚ひろふみ後援会	君塚 裕史	R5. 6. 20
古堺としひと後援会	古堺 陽子	R4. 5. 24
小林市之友の会	小林 市之	R5. 5. 31
品川はるみサポーターズクラブ	品川 春美	R5. 5. 1
清水あづさ後援会	高橋 建一	R5. 5. 10
市民の力・町田__市民の声を実現する会	深澤 宏文	R5. 6. 15
セバタ勇後援会	藤枝 辰博	R5. 4. 30
たちばな正俊友の会	橘 正俊	R5. 5. 31
中央区湾岸エリア政治経済研究会	牧内 真吾	R5. 5. 31
都民ファーストの会島しょ支部	山下 崇	R5. 6. 19
中村きよはる後援会	村野 芳夫	R5. 3. 31
中村まさ子と共に歩む会	中村 雅子	R5. 4. 30

中山よしかつを囲む税理士の会	船曳	淳二	R5.	5.	31
日本政治研究会	丸山	賢二	R5.	6.	23
福馬えみ子と生活者政治を実現する会	福馬	恵美子	R5.	4.	30
ふちがみ隆後援会	淵上	隆	R5.	5.	26
保守昭和経済研究会	飯田	剛士	R5.	6.	30
みなと区民会議	榎本	茂	R5.	6.	1
みんなでつくろう！新しい清瀬の会	小林	喜市	R5.	3.	31
みんなの豊島	古堺	陽子	R4.	5.	24
ゆうき守夫励ます会	結城	守夫	R4.	5.	20
吉田りゅうじを応援する会	吉田	隆二	R5.	6.	1

●東京都選挙管理委員会告示第百四十二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第九條第二項の規定による資金管理団体の指定の届出があつたので、同法第十九條の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり公表する。

令和五年十月二十七日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
天川 由美子	衆議院議員	天川由美子後援会	港区北青山2-7-18	R5. 6. 18
大山 大地	衆議院議員	大山大地を後援する会	町田市能ヶ谷2-3-35	R5. 6. 13
佐藤 さやか	区議会議員	佐藤さやか後援会	台東区浅草3-4-4	R5. 6. 26
間庭 尚之	区議会議員	市民の声・江東	江東区北砂1-19-16	R5. 6. 25
丸吉 孝文	区議会議員	マルヨシ後援会	江東区豊洲5-6-56	R5. 6. 26

●東京都選挙管理委員会告示第四百十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年十月二十七日

東京都選挙管理委員会

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
石崎 慧子	宮崎けい子と歩む会	政治団体の名称	宮崎けい子と歩む会	宮崎けい子と未来世代を守る会	R5. 6. 20
伊藤 千賀子	伊藤ちかこ後援会	主たる事務所の所在地	稲城市平尾4-60-7	稲城市平尾3-7-5	R5. 5. 12
大賀 靖郎	次世代のための社会改良研究所	公職の種類	衆議院議員	区議会議員	R5. 6. 1
落合 貴之	みんなで日本を良くする会	主たる事務所の所在地	世田谷区船橋2-1-1	世田谷区世田谷1-12-14	R5. 6. 9
越智 隆雄	おちたかお政策研究会	主たる事務所の所在地	世田谷区経堂2-2-11	世田谷区若林1-7-2	R5. 6. 12
小部山 吉則	小部山よしのり後援会	公職の種類	市議会議員	区議会議員	R5. 1. 13
辻 健太郎	春風立夏会	主たる事務所の所在地	中野区東中野4-25-5	品川区大崎2-7-30	R5. 6. 1
平田 理沙	平田りさ後援会	主たる事務所の所在地	北区滝野川6-77-16	北区滝野川6-46-8	R5. 6. 1
益子 将太郎	ますこ将太郎後援会	主たる事務所の所在地	文京区白山4-16-8	文京区白山4-26-7	R5. 6. 30
安田 伸	安田しん後援会	主たる事務所の所在地	豊島区高松2-46-10	豊島区要町3-21-3	R5. 5. 1
山根 洋平	洋山会	主たる事務所の所在地	調布市仙川町1-30-1	調布市西つつじヶ丘3-11-9	R5. 6. 1

1 法第19条第3項第2号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
荒木 千陽	都民ファーストの会荒木ちはる後援会	R4. 12. 31
伊藤 千賀子	伊藤ちかこ後援会	R5. 5. 31
榎本 茂	みなと区民会議	R5. 6. 1
君塚 裕史	君塚ひろふみ後援会	R5. 6. 20
小林 市之	小林市之友の会	R5. 5. 31
品川 春美	品川はるみサポーターズクラブ	R5. 4. 30
橘 正俊	たちばな正俊友の会	R5. 5. 31
中村 雅子	中村まさ子と共に歩む会	R5. 4. 30
福馬 恵美子	福馬えみ子と生活者政治を実現する会	R5. 4. 30
渕上 隆	ふちがみ隆後援会	R5. 5. 26
牧内 真吾	中央区湾岸エリア政治経済研究会	R5. 5. 31
結城 守夫	ゆうき守夫励ます会	R4. 5. 2
吉田 隆二	吉田りゅうじを応援する会	R5. 4. 30

●東京都選挙管理委員会告示第百四十四号
政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十

九条第三項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり公表する。

令和五年十月二十七日
東京都選挙管理委員会

出 張（公）

●東京都公安委員会告示第348号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第1条の規定に基づき技能検定員審査を実施するので、規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和5年10月27日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
 - (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査
 - (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査
- 2 審査を受けようとする者の資格

次に掲げる技能検定員審査の種類に応じた書類を提示できる者

- (1) 大型自動車第二種免許技能検定員審査
大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）
- (2) 中型自動車第二種免許技能検定員審査
大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る技能検定員資格者証とみなされる技能検定員資格者証（大型）

- (3) 普通自動車第二種免許技能検定員審査

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）

- 3 審査項目及び審査細目

- (1) 技能検定に関する技能

ア 技能検定員として必要な自動車の運転技能

イ 自動車の運転技能に関する観察及び探点の技能

- (2) 技能検定に関する知識

ア 道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

イ 自動車の運転技能の評価方法に関する知識

- 4 審査細目の免除

規則第17条第1項又は第3項のいずれかの規定に該当する者

- 5 審査の日時及び場所

- (1) 日時

令和5年11月29日（水曜日）

時間については申請書提出時に指定する。

- (2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）

- 6 申請手続

- (1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とす

る。）

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ30センチメートル、横の長さ24センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

- (2) 受付日時

令和5年11月9日（木曜日）及び同月10日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

- (3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）

- (4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和5年10月30日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証及び技能検定員資格者証を提示すること。

- 7 審査手数料

21,500円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第2 1の項備考2に規定する額を減額する。

- 8 携行品

- (1) 運転免許証

- (2) 筆記用具（黒色又は青色のボールペン）

- 9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第2号の技能検定員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課
電話 03 (3581) 4321 内線7251-5276

●東京都公安委員会告示第349号

技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第1項の規定に基づき教習指導員審査を実施するので、同条第2項において準用する規則第2条の規定により次のとおり告示する。

令和5年10月27日

東京都公安委員会

委員長 廣 瀬 道 明

記

1 審査の種類

- (1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査
- (2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査
- (3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査

2 審査を受けようとする者の資格

次に掲げる教習指導員審査の種類に応じた書類を提示できる者

- (1) 大型自動車第二種免許教習指導員審査
大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）
- (2) 中型自動車第二種免許教習指導員審査
大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に

係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）又は道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成17年政令第183号）附則第4条第1項の規定により中型自動車免許に係る教習指導員資格者証とみなされる教習指導員資格者証（大型）

(3) 普通自動車第二種免許教習指導員審査

大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）

3 審査項目及び審査細目

(1) 教習に関する技能

ア 教習指導員として必要な自動車の運転技能

イ 技能教習（自動車の運転に関する技能の教習をいう。）に必要な教習の技能

(2) 教習に関する知識

道路運送法（昭和26年法律第183号）第2条第3項に規定する旅客自動車運送事業及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号）第2条第1項に規定する自動車運転代行業に関する法令についての知識

4 審査細目の免除

規則第17条第1項又は第5項のいずれかの規定に該当する者

5 審査の日時及び場所

- (1) 日時
令和5年11月29日（水曜日）
時間については申請書提出時に指定する。
- (2) 場所

警視庁府中運転免許試験場（府中市多磨町三丁目1番地の1）

6 申請手続

(1) 申請書類

ア 申請書（規則別記様式第1号の審査申請書とする。）

イ 写真（申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上半身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの）

ウ 審査細目が免除される者は、これを証明する書面

(2) 受付日時

令和5年11月9日（木曜日）及び同月10日（金曜日）の午前9時30分から午後4時まで

(3) 受付場所

警視庁運転免許本部運転者教育課（品川区東大井一丁目12番5号）

(4) 申請に関する注意事項

ア 申請書は、警視庁運転免許本部運転者教育課において、令和5年10月30日（月曜日）から配布する。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

イ 写真は、申請書に貼り付けること。

ウ 提出書類は、本人が直接持参すること。

エ 運転免許証及び教習指導員資格者証を提示すること。

ト。

7 審査手数料

12,450円。ただし、審査細目を免除される者は、警視庁関係手数料条例（平成12年東京都条例第99号）別表第

2 1の項備考3に規定する額を減額する。

8 携行品

(1) 運転免許証

(2) 筆記用具 (黒色又は青色のボールペン)

9 合格証明書の交付

合格者には、規則別記様式第8号の教習指導員審査合格証明書を交付する。

10 問合せ先

警視庁運転免許本部運転者教育課

電話 03 (3581) 4321 内線7251-5276

公 告

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出
について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和五年十月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人 Teach For Japan

二 代表者の氏名

中原 健聡

三 主たる事務所の所在地

港区南青山二丁目四番十五号 天翔南青山ビル三階S

三〇四号室

四 その他の事務所の所在地

渋谷区渋谷三丁目二十六番十六号 第五叶ビル五F

一 名称

特定非営利活動法人芸術と遊び創造協会

二 代表者の氏名

多田 千尋

三 主たる事務所の所在地

新宿区四谷四丁目二十番一号

四 その他の事務所の所在地

福岡県福岡市博多区那珂六丁目二十三番一号 ららぽーと福岡一F一八〇一〇号室

佐賀県三養基郡基山町宮浦百八十二番一号

沖縄県国頭郡国頭村辺土名千九十四番一号

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第五十三条第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同法第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則(平成十年東京都規則第二百四十三号)第十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和五年十月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人全国骨髓バンク推進連絡協議会

二 代表者の氏名

梅田 正造

三 主たる事務所の所在地

千代田区東神田一丁目三番四号 KTビル三階

大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出について

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号。以下「法」という。)第六条第一項の規定により大規模小売店舗の変更について届出があったので、同条第三項において準用する法第五条第三項の規定により次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、法第八条第二項の規定に基づき、意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に「(一)氏名(団体にあつては団体名及びその代表者の氏名)(二)住所(団体にあつては所在地)(三)意見を述べる理由」を記載した書面を添えて、令和五年十月二十七日から四月以内に東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)に到着するよう提出してください。

令和五年十月二十七日

東京都知事 小 池 百合子

一 店舗名

銀座Velvia館

二 店舗所在地

中央区銀座二丁目四番六号

三 設置者名

三井不動産株式会社

四 設置者住所

中央区日本橋室町二丁目一番一号

五 変更前の設置者の代表者名

岩沙 弘道

六 変更後の設置者の代表者名

植田 俊

七	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社アバハウスインターナショナルほか十二名	七	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社アバハウスインターナショナルほか十二名
八	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社オンワード樫山ほか一名	八	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社トモズほか十七名
九	変更日	令和五年四月一日ほか	九	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社トモズほか二十一名
十	届出日	令和五年九月二十九日	十	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社トモズほか五名
十一	縦覧場所	東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)	十一	変更前の小売業者	中央区銀座一丁目四番五号(株式
十二	縦覧期間	令和五年十月二十七日から令和六年二月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。	十二	縦覧場所	令和五年六月十三日ほか
十三	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。	十三	縦覧期間	令和五年九月二十九日
一	店舗名	読売並木通りビル	十四	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
二	店舗所在地	中央区銀座三丁目三番五号	一	店舗名	COREDO日本橋
三	設置者名	株式会社読売新聞東京本社	二	店舗所在地	中央区日本橋一丁目四番一号ほか
四	設置者住所	千代田区大手町一丁目七番一号	三	設置者名	三井不動産株式会社ほか一名
五	変更前の設置者の代表者名	山口 寿一	四	設置者住所	中央区日本橋室町二丁目一番一号ほか
六	変更後の設置者の代表者名	村岡 彰敏	五	変更を行った設置者名	三井不動産株式会社
七	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社良品計画	六	変更前の設置者の代表者名	菰田 正信
八	変更前の小売業者の代表者名	松崎 暁	七	変更後の設置者の代表者名	植田 俊
九	変更後の小売業者の代表者名	堂前 宣夫	八	変更前の小売業者の氏名又は名称	株式会社トモズほか十七名
			九	変更後の小売業者の氏名又は名称	株式会社トモズほか二十一名
			十	変更を行った小売業者の氏名又は名称	株式会社トモズほか五名
			十一	変更前の小売業者	中央区銀座一丁目四番五号(株式
			十二	変更後の小売業者の住所	会社ノース)
			十三	変更前の小売業者の代表者名	渋谷区神宮前六丁目二十七番八号(株式会社ノース)
			十四	変更後の小売業者の代表者名	徳廣 英之(株式会社トモズ)ほか
			十五	変更日	角谷 真司(株式会社トモズ)ほか
			十六	届出日	令和五年四月一日ほか
			十七	縦覧場所	令和五年九月二十九日
			十八	縦覧期間	令和五年十月二十七日から令和六年二月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。
			十九	縦覧時間	午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一時までを除く。
			一	店舗名	COREDO室町1、COREDO室町2、COREDO室町3、YUITO、YUITO ANNEX
			二	店舗所在地	中央区日本橋室町二丁目二番一号ほか
			三	設置者名	三井不動産株式会社ほか十四名
			四	設置者住所	中央区日本橋室町二丁目一番一号ほか
			五	変更を行った設置者名	三井不動産株式会社ほか
			六	変更前の設置者住所	千代田区丸の内二丁目二番三号(古河機械金属株式会社)ほか

時まつを除く。

七 変更後の設置者住所
千代田区大手町二丁目六番四号
(古河機械金属株式会社) ほか

八 変更前の設置者の代表者名
菰田 正信(三井不動産株式会社) ほか

九 変更後の設置者の代表者名
植田 俊(三井不動産株式会社) ほか

十 変更前の小売業者の氏名又は名称
株式会社おちゃらか ほか六十名

十一 変更後の小売業者の氏名又は名称
株式会社タロー書房ほか四十五名

十二 変更を行った小売業者の氏名又は名称
箔座株式会社ほか二十名

十三 変更前の小売業者の住所
中央区日本橋室町一丁目五番六号
(株式会社木屋) ほか

十四 変更後の小売業者の住所
中央区日本橋小舟町三番十一号
(株式会社木屋) ほか

十五 変更前の小売業者の代表者名
高岡 昇(箔座株式会社) ほか

十六 変更後の小売業者の代表者名
酢谷 美奈(箔座株式会社) ほか

十七 変更日
令和五年四月一日ほか

十八 届出日
令和五年九月二十九日

十九 縦覧場所
東京都産業労働局商工部地域産業振興課(新宿区西新宿二丁目八番一号)

二十 縦覧期間
令和五年十月二十七日から令和六年二月二十七日まで。ただし、東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。

二十一 縦覧時間
午前九時三十分から午後四時三十分まで。ただし、正午から午後一

土地収用法(昭和26年法律第219号)第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定したので、
公告する。
令和5年10月27日

東京都収用委員会

会長 松尾 弘

1 起業者の名称 東京都

2 事業の種類 東京都市計画道路事業補助線街路第86号線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目及び地積等

4 土地所有者の氏名及び住所

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

6 裁決手続開始決定年月日 令和5年10月12日

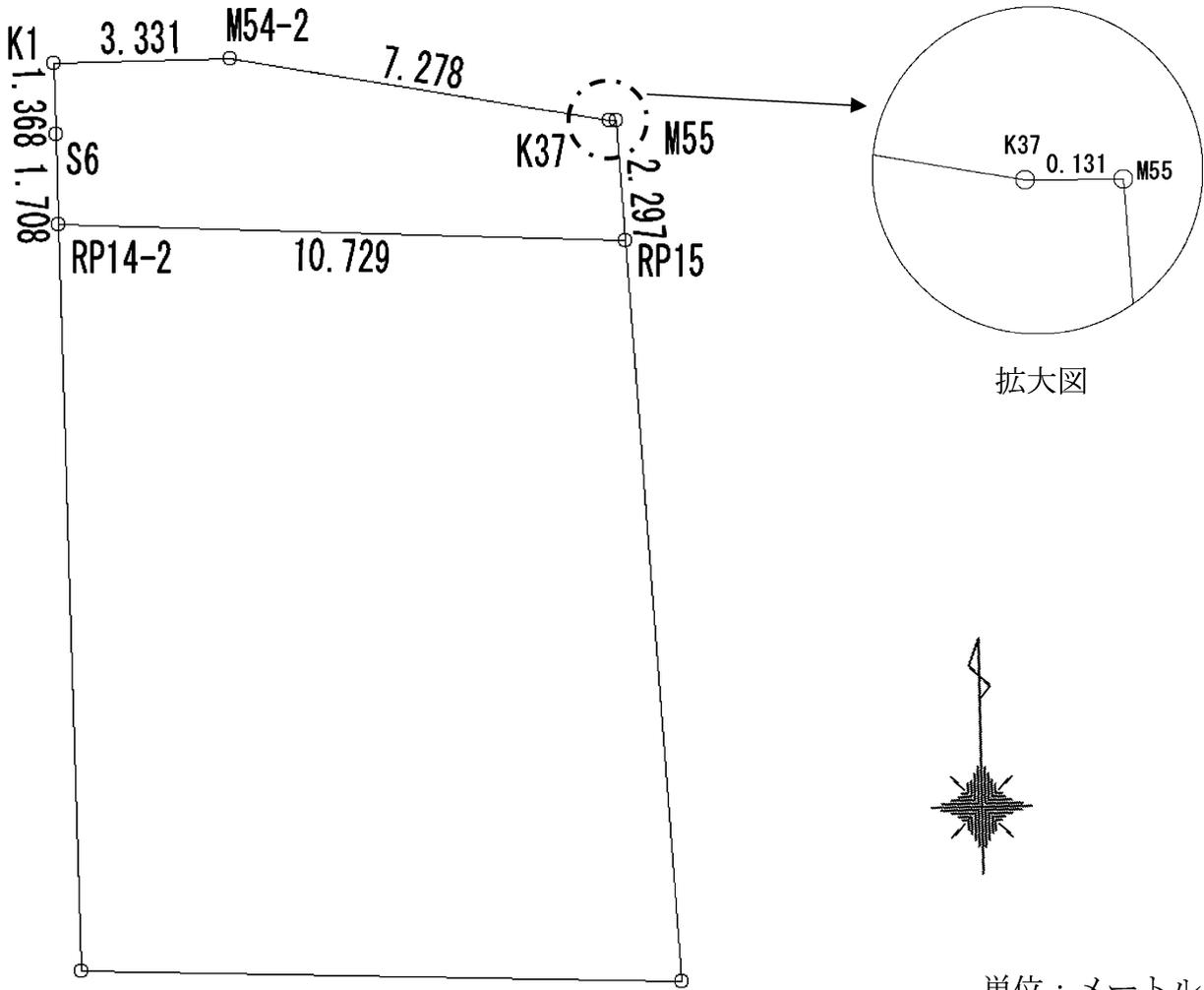
別記のとおり

別記

裁決手続の開始を決定した土地					土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			備考	
所在	地番	地目	登記簿上の地積	実測地積	取用しようとする土地の面積	氏名	住所	氏名	住所		権利の種類
東京都北区志茂一丁目	13番7	宅地	m ² 178.51	m ² 186.98	m ² 30.70	瀧口紀行	東京都北区志茂一丁目13番13号				別図のとおり

別 図

裁決手続の開始を決定した土地
 東京都北区志茂一丁目13番7のうち
 30.70平方メートル



単位：メートル

測点	X _n	Y _n	(X _{n+1} - X _{n-1})Y _n
K37	-24809.331	-9547.697	-13729.588286
M54-2	-24808.158	-9554.880	-10539.032640
K1	-24808.228	-9558.211	13744.707418
S6	-24809.596	-9558.170	10542.661510
		倍面積	18.748002
		面積	9.3740010
		地積	9.37 m ²

測点	X _n	Y _n	(X _{n+1} - X _{n-1})Y _n
M55	-24809.330	-9547.566	-21863.926140
K37	-24809.331	-9547.697	2539.687402
S6	-24809.596	-9558.170	18858.269410
RP14-2	-24811.304	-9558.119	19355.190975
RP15	-24811.621	-9547.394	-18846.555756
		倍面積	42.665891
		面積	21.3329455
		地積	21.33 m ²

発行
東京
東京都新宿区西新宿三丁目八番一
号(代)

郵便番号
163-8001

定価

本号
一箇月 七〇円
六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所

勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)

郵便番号
113-0001

